

第15回八幡市農業委員会議事録

令和3年10月5日（火） 午後2時00分

八幡市文化センター 3階 会議室3

八幡市農業委員長 長村 信幸

前書は令和3年10月5日開催の第15回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（前田 孝文） _____

署名委員（奥村 芳治） _____

案 件

議案第40号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第41号 農地法第4条許可申請審議の件
議案第42号 非農地証明願承認の件
議案第43号 2アール未満の農業用施設の届出について

報 告 農地法第5条届出書について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
吉川 俊孝	古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦
西川 吉之	佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸
前田 孝文	辻 典彦		

欠 席
なし

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智

欠 席
なし

事務局

小西 道宏	小坂 富美子	梶浦 靖人
-------	--------	-------

議 長
(長村会長)

ただ今より、第15回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、14名出席ですので、本総会は、成立
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の
署名委員さんについては、議席番号13番 前田 孝文 委員と議席番号1
番 奥村 芳治 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第40号 農地法第3条許可申請審議の件」を 議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 野尻倉掛、地目は田、面積851㎡ 外3筆 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏 外1名 申請物件の所在 岩田西玉造、地目は畑、面積419㎡ 外1筆 譲渡人 ○○ ○○氏 外1名 譲受人 ○○ ○○氏 外1名 申請物件の所在 内里松ヶ外、地目は田、面積771㎡ 外1筆 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 戸津露ノ花、地目は田、面積1,769㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏 譲受人である○○ ○○氏、○○ ○○氏、○○ ○○氏、○○ ○○氏 につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題な いものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思 われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、9月30日に部会を開催し、審議した結 果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)

議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第40号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第41号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>申請物件の所在 上津屋南村、地目は田、面積 1,086㎡ 申請人 ○○ ○○氏 外1名、転用目的 露天貸駐車場</p> <p>申請物件の所在 上津屋南村、地目は田、面積 245㎡ 外4筆 申請人 ○○ ○○氏、転用目的 露天貸駐車場</p> <p>申請物件の所在 岩田大將軍、地目は田、面積 1,072㎡ 申請人 ○○ ○○氏 外1名、転用目的 露天貸駐車場</p> <p>(法説明)</p> <p>上津屋南村の2案件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p> <p>岩田大將軍の案件につきましては、令和3年9月3日付けで、農振除外されており、今回転用申請されたものです。</p> <p>本件は市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、9月29日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第41号 農地法第4条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第42号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>(事務局 朗 読) 願出物件の所在 八幡山下、地目は田、面積120㎡ 他1筆 願出人 ○○ ○○氏 外1名</p> <p>願出物件の所在 八幡清水井、地目は畑、面積72㎡ 願出人 ○○ ○○氏</p> <p>願出物件の所在 八幡双栗、地目は田、面積330㎡ 願出人 ○○ ○○氏</p> <p>願出物件の所在 岩田大將軍、地目は田、面積73㎡ 願出人 ○○○○</p> <p>(法説明) 八幡山下の案件については、それぞれ平成15年度、平成21年度より宅地・雑種地として使用されておりました。八幡清水井の案件は、平成6年度より宅地として使用。八幡双栗の案件は、昭和55年度以前より宅地として使用。岩田大將軍の案件は、昭和55年度より道路敷地として使用されておりました。 非農地証明願いの承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、9月29日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第42号 非農地証明願い承認の件」について、承認することといたします。
議 長	次に「議案第43号 2アール未満の農業用施設の届出について」を議題といたします。 それでは、事務局に朗読説明を求めます。
事務局	<p>(事務局 朗 読) 届出物件の所在 内里蔵垣外、地目は畑、 面積697㎡の内15㎡ 届出人 ○○ ○○氏 届出理由 農業用倉庫として使用するため</p> <p>(法説明) 本件は、農地法施行規則（農地の転用の制限の例外）第29条第1号</p>

	<p>に規定する2アール未満の農業用施設であります。 承認については、問題ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、9月29日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第43号 2アール未満の農業用施設の届出」については、承認することといたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>(事務局 報 告) (農地法第5条届出書について) 届出物件の所在 美濃山家ノ前、地目は畑、面積1,910㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○○○株式会社 転用目的 露天資材置場 本件は、露天資材置場の転用目的で令和3年8月10日に届出があり、8月24日付けで受理通知を行いました。</p> <p>届出物件の所在 八幡清水井、地目は畑、面積15㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○ ○○氏 転用目的 住宅敷地 本件は、住宅敷地の転用目的で令和3年9月1日に届出があり、9月10日付けで受理通知を行いました。</p>
議 長	<p>最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第15回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>